

令和6年度文部科学省選考採用試験（係長級・一般職相当）について

令和6年10月11日
大臣官房会計課

1 職務内容

- ・文部科学省が所管する予算決算並びに会計に係る業務及び会計監査業務（予算の企画・立案、財務分析、会計の監査、契約、経理、財産の管理 等）

※採用後には、組織の人材育成方針や本人の適性、希望等に応じて、他の文部科学省所管業務の担当部署等へ異動することもありうる。

2 求める人材

- (1) コミュニケーション能力を有する方
- (2) 強い関心・熱意を持って業務に取り組める方
- (3) 向上心の高い方

下記のスキル・経験を持つ方は、さらに活躍が可能です

- ・ 国の会計実務経験、会計法令の知識を有する者
- ・ 国の委託費・補助金の会計事務に精通している者
- ・ 国立大学法人、独立行政法人の会計実務経験を有する者

3 応募要領

以下のリンクからエントリーを行ったうえで、次の必要書類をメールでご提出ください。

【エントリー先】

<https://forms.office.com/r/AvW0VGPANc>

【必要書類】

- ① 履歴書（別紙様式1）
- ② 職務経歴書（様式自由、A4 1枚程度。これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績、ポジション等）を御記載ください。）
- ③ 小論文（別紙様式2）

【書類提出先】

文部科学省大臣官房会計課総務班総務係 担当：谷
kaikesou@mext.go.jp

【受付期間】

令和6年10月11日（金）～令和6年11月30日（土）17時（厳守）

4 問合せ先

文部科学省大臣官房会計課総務班総務係 担当：谷

電話番号：03-5253-4111（代表）（内線 2181）

kaikesou@mext.go.jp

5 選考方法

（1）選考内容

選考	内容
一次選考	・書類選考（経歴評定） ・論文試験（官職に係る能力を有しているかを判断する試験）
二次選考	・適性検査（Web テスト（SPI3））
三次選考	・面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

（2）選考日程

・一次選考

受付期間：令和6年10月11日（金）～令和6年11月30日（土）17時

合格発表：令和6年12月16日（月）17時までに合格者へご連絡

・二次選考【令和6年12月頃】

適性試験：一次選考合格者の方に日程をご連絡差し上げます。

・三次選考【令和7年1月頃】

面接試験：二次選考合格者の方に日程をご連絡差し上げます。

試験会場：文部科学省（東京都千代田区霞が関3-2-2）

※合格者は令和7年1月末頃に決定予定です。

※原則令和7年4月1日採用を予定しています。（採用者の事情に配慮しますので、ご相談ください）

6 採用予定日 原則、令和7年4月1日

※採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。

7 採用予定数 若干名

8 職 名 文部科学事務官（係長級）

※採用後は国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用されます。

9 応募資格

次の（1）から（3）までのすべてに該当する者

- （1）大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者

- (2) 一定の職務経験（採用日時点において、大学院を修了した者は修了後6年以上、大学を卒業した者は卒業後8年以上、短期大学又は高等専門学校を卒業した者は卒業後10年以上、高等学校を卒業した者は卒業後12年以上）を有する者。
 - (3) 日本国籍を有する者
- 応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者には、卒業証明書及び勤務状況を証明する勤務証明書等（以下「証明書等」という。）を御提出いただきます。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。
 - なお、証明書等については給与額を決定する上でも必要となります。証明書等の提出がない期間については、職務経験として通算されない場合があります。

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者
※令和5年度から国家公務員の定年60歳（原則）が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳（原則）となります（令和5年4月1日施行）。

10 勤務条件等

- (1) 標準的な勤務時間
9時30分～18時15分（7時間45分）（休憩時間12時～13時）
※勤務時間については、変更する場合があります。
※業務の都合により、超過勤務が発生する場合があります。
- (2) 勤務日
月曜日～金曜日
（ただし休日＜祝日、年末年始（12月29日～1月3日）＞を除く）
- (3) 勤務場所
文部科学省（スポーツ庁・文化庁を含む） 東京都千代田区霞が関3-2
※採用後、文部科学省の所管法人等へ異動することもあります。
- (4) 休暇
完全週休2日制（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、年次有給休暇や、夏季休暇等の特別休暇があります。
- (5) 給与

「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案して支給します。

① 俸給は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

（評価に基づき、定期昇給あり）

② 手当としては、

- 地域手当（勤務地に応じ、俸給及び扶養手当に次の割合を乗じた額を支給）
例：東京都特別区 20%、京都市 10%
- 本府省業務調整手当（本府省の業務に従事する者に対し、行政職俸給表（一）3 級で月額 17,500）
- 扶養手当（配偶者 6,500 円、子（22 歳以下）10,000 円（15 歳から 22 歳の間は 5,000 円加算））
- 住居手当（家賃月額 61,000 円以上の場合、28,000 円）
- 通勤手当（1 か月当たりの運賃相当額（55,000 円限度））
- 超過勤務手当（俸給及び地域手当に応じた単価で支給）
- 期末・勤勉手当（ボーナス）（年 2 回（6 月、12 月）俸給等の 4.5 月分）
- 単身赴任手当（人事異動に伴う場合に限る（新規採用時は対象外）。100km 以上 300km 未満 38,000 円、300km 以上 500km 未満 46,000 円など距離に応じた額）

等があります。

（参考）モデル給与例

本省係長級（32 歳）・・・基本給（月額）約 32 万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）

年収約 526 万円（期末・勤勉手当含む）

本省係長級（35 歳）・・・基本給（月額）約 34 万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）

年収約 557 万円（期末・勤勉手当含む）

本省係長級（39 歳）・・・基本給（月額）約 37 万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）

年収約 600 万円（期末・勤勉手当含む）

※超過勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当は含まれておりません。

※東京勤務を仮定したモデル例です。

※上記モデル例は、参考であり、実際の算定にあたっては、個人の経歴等や業務内容を踏まえて算定することになります。

（6）福利厚生

健康保険及び年金は、文部科学省共済組合に加入することになります。

（7）その他

国家公務員宿舎法に基づく公務員宿舎があります。条件が合えば貸与を受ける

ことが可能です。

「国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）」等に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。